

広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業

要求水準書

(I 総則)

令和4年7月22日

地方独立行政法人東京都立病院機構

《 目 次 》

はじめに.....	1
第1 本要求水準書の位置付け.....	1
第2 基本的事項.....	2
1 事業概要.....	2
(1) 事業名称.....	2
(2) 本事業の対象となる公共施設の種類の種類.....	2
(3) 敷地条件.....	2
(4) 整備の手順及び施工に当たっての留意点.....	3
(5) 事業者の業務範囲.....	3
(6) 公共施設の管理者等.....	4
(7) 事業方式.....	4
(8) 事業期間.....	4
(9) 事業スケジュール.....	4
2 事業の考え方.....	5
第3 本要求水準書の共通事項.....	6
1 事業の実施に当たっての要求事項.....	6
(1) 業務実施における留意事項.....	6
(2) 業務従事者の配置.....	6
(3) 有資格者の配置.....	7
(4) 不具合等への対応.....	7
(5) 緊急時の対応.....	7
(6) 安全の確保.....	7
(7) 業務実施日及び実施時間.....	7
(8) 申請等の手続業務.....	7
(9) 事業者の責に帰さない損傷.....	8
(10) 個人情報の保護及び秘密の保持.....	8
(11) 不測の事態への対応.....	8
(12) その他事業の実施に関し重要な事項.....	8
2 要求水準の変更.....	8
(1) 要求水準の変更事由.....	8
(2) 要求水準の変更手続.....	9
3 事業の終了に当たっての要求事項.....	9
(1) 基本的な考え方.....	9
(2) 具体的な手順.....	9
4 準拠事項.....	10

(1) 遵守すべき関係法令等	10
(2) 適用する図書等	11
(3) 優先順位	12

I 総則

はじめに

「広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業要求水準書（案）」（以下、「本要求水準書」という。）は、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下、「病院機構」という。）が、広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業（以下、「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業を実施する者として決定された落札者の出資により、本事業を遂行するために設立される特別目的会社（以下、「事業者」という。）に要求する業務の水準（以下、「要求水準」という。）を示すものである。

第1 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、病院機構が、本事業を実施する事業者の募集・選定に当たり、入札参加者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものである。また、事業者が本事業を遂行するに当たって具体的に規定するものであるとともに、本要求水準書に定める要求水準を満たすことが本事業の必須条件となるものである。本書で登場する用語の定義については、「参考資料1 用語リスト」を参照すること。

入札参加者は、本要求水準書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本要求水準書に具体的な特記仕様のない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。

また、病院機構は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。これに当たり、病院機構は、事業者が要求水準を満たしているかどうかについて、本要求水準書を基準としたモニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業者が要求水準を満たしていないと判断した場合は、事業契約書の規定によりサービス対価の減額あるいは契約の解除等の措置を行う。

第2 基本的事項

1 事業概要

(1) 事業名称

広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業

(2) 本事業の対象となる公共施設の種類の種類

本事業の対象となる施設は、下表に示す病院施設、広尾看護専門学校及び附帯施設等※（以下、「病院施設等」という。）

※ 附帯施設等は、立体駐車場、回生橋、外構等を指す。

病院・施設名	施設規模	延床面積	備考
広尾病院	入院規模：407床 外来規模：850人程度/日	46,200 m ² 以上	
職員宿舎	職員宿舎：39室以上	1,900 m ² 以上	・患者家族宿泊施設、院内保育室、病児・病後児保育室を併設
広尾看護専門学校	合計学生数：240名程度	7,500 m ² 以上	・病院との渡り廊下を設置

(3) 敷地条件

敷地に関する基本的な条件は下表のとおりである。詳細については、施設整備業務の本要求水準書を参照すること。

a. 敷地住所	東京都渋谷区恵比寿二丁目34番10号	
b. 敷地面積	22,171.26 m ²	
c. 地域・地区	第一種住居地域 (18,202.66 m ²)	第二種住居地域 (3,968.6 m ²)
d. 容積率・建蔽率	300%・60%	400%・60%
e. 防火地域	準防火地域	防火地域
f. 高度地区	30m第三種高度地区	40m高度地区
g. 日影規制	5h - 3h / 4m	規制なし
h. 前面道路	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員 東側道路（外苑西通り）：22m（法42条1項1号道路） ※計画道路幅員25m 西側道路：4.02mから5.66m ・敷地と接している長さ：123.5m（CADにおける測定） 	
i. 緑化面積	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区条例（国及び地方公共団体等で敷地面積1,000 m²以上） ・地上部必要面積 約5,500 m²以上 	
j. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都駐車場条例 ・渋谷区集合住宅駐車施設附置要綱（職務住宅） 	

(4) 整備の手順及び施工に当たっての留意点

広尾病院は、災害・島しょ・救急医療の拠点として、東京の医療提供体制において重要な役割を果たしているため、敷地内で日常の診療を継続しながら整備を行う必要がある。そこで、本事業は、敷地内において既存施設の解体と新施設の整備を行う段階的整備を採用する。

広尾看護専門学校の新校舎についても、敷地内での段階的整備を採用する。なお、広尾看護専門学校は、整備期間中は都立松沢病院の敷地へ仮移転した上で運営を継続する。都立松沢病院の敷地への仮移転に関する仮校舎の整備業務、移転業務及び備品調達業務は本業務の対象範囲外とする。また、都立松沢病院の敷地へ仮移転中の維持管理・運営業務も本業務の対象範囲外とする。

施工にあたっては、日常の診療にできるだけ支障が生じないように、また、来院者や病院職員等及び近隣住民の安全に最大限留意し、工事期間中も、敷地内の救急車両・サービス車両・一般車両・歩行者の動線を適切に確保すること。また、工事期間中に災害が発生した場合でも、基幹災害拠点病院である広尾病院を核として、地域における医療機関と連携し、傷病者等に対応できるようにすること。

新設病院については、敷地西側から東側（外苑西通り側）に向かって整備を進めること。工事手順の詳細は「要求水準書（Ⅲ 施設整備編（2）広尾病院及び新設職員宿舎棟）」を参照すること。

(5) 事業者の業務範囲

事業者が行う主な業務は、以下を予定している。具体的な業務範囲、業務対象及び業務内容等の詳細は、要求水準書の各編を参照すること。

ア サービスプロバイダー業務（事業全体の統括的な業務）

- ① 統括マネジメント業務
- ② 委託業務統括業務
- ③ ファシリティマネジメント業務
- ④ エネルギーマネジメント業務
- ⑤ 開設準備支援業務

イ 施設整備業務

- ① 調査・対策業務
- ② 設計業務
- ③ 着工前業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 建設業務
- ⑥ 解体業務
- ⑦ 完工後業務
- ⑧ 医療機器等の調達業務
- ⑨ 備品等の調達業務
- ⑩ 移転業務

ウ 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 医療ガス設備保守管理業務
- ④ 外構保守管理業務
- ⑤ 修繕業務
- ⑥ 一部の医療器材・器具の点検・保守業務
- ⑦ 保安警備業務
- ⑧ 清掃業務
- ⑨ 環境衛生管理業務
- ⑩ 植栽管理業務

エ 運營業務

- ① 物品・物流管理業務
- ② 洗濯業務

オ その他業務

- ① 利便サービス業務

(6) 公共施設の管理者等

ア 広尾看護専門学校を除く病院施設等

地方独立行政法人東京都立病院機構理事長 安藤立美

イ 広尾看護専門学校

東京都知事 小池百合子

(7) 事業方式

本事業では、新施設等については、PFI法に基づき事業者が施設整備（設計・建設）を行い、その所有権を病院機構及び都に移した後、維持管理・運営において病院機構及び都の求めるサービスを提供するBTO方式（Build Transfer Operate）により実施する。既存病院等については、改修設計及び改修を行い、病院機構の求めるサービスを提供するRO方式（Rehabilitate Operate）により実施すること。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和25年3月31日までとする。

(9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールとして、主な施設の引渡し日及び供用開始日は表に記載した日を予定している。

各施設の設計・建設期間及び各整備段階において整備する機能等の条件並びに維持管理期間等については、各編において示すので、それを参照すること。

項目	引渡し日	供用開始日
仮設棟	令和7年12月31日	令和8年3月1日
新設病院西側	令和10年4月30日	令和10年8月1日
新設病院東側（新設病院グランドオープン）	令和13年1月31日	令和13年5月1日
新設看護学校	令和14年12月31日	令和15年4月1日

※引渡し日は上記のとおりを想定しているが、老朽化している病院施設等の整備を早期に実現するため、設計・建設期間の短縮化に資するような提案を期待している。なお、引渡しを前倒しする場合の供用開始日について、詳細は事業契約締結後に協議の上決定する。また、事業期間の終了日については引渡し日によらず、令和25年3月31日までとする。

2 事業の考え方

本事業の基本的な考え方は、実施方針の「第1の1（6）検討経緯」及び「第1の1（7）基本計画の概要」を参照すること。

また、提案内容は、都の政策方針に沿ったものとする。特にICT技術の活用やSDGsの実現に向けた取組みなどについては、都の最新の計画や政策における方向性を踏まえて業務を提案し、実施すること。

※本事業における施設整備業務や維持管理業務などでの具体的な取組みについては、「東京デジタルファースト推進計画」や「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」などを踏まえた提案に期待する。

第3 本要求水準書の共通事項

本要求水準書に共通する要求水準を以下のとおり定める。

1 事業の実施に当たっての要求事項

(1) 業務実施における留意事項

- ・ 広尾病院の診療機能や特色を十分に理解し、それを踏まえた業務を実施すること。
- ・ 広尾看護専門学校の教育活動や入試等の事業を十分に理解し、それを踏まえた業務を実施すること。
- ・ 施設の運営理念等に加え、広尾病院と広尾看護専門学校それぞれに適用される法令を遵守し業務を行うこと。
- ・ 各業務に関する責任の所在を明確にするとともに、業務の実施状況を常に確認し、把握すること。
- ・ 他病院等におけるノウハウを活用し、各業務を効率的に実施すること。
- ・ 社会状況の変化に対して、広尾病院、広尾看護専門学校及び事業者が協働して柔軟に対応することで、各業務を確実かつ安定的に実施すること。
- ・ 本事業の実施に当たり、病院機構や病院機構が別途委託する事業者、都や都が別途委託する全ての業者等と綿密な連携を図り、業務の対象や内容の解釈に齟齬が生じないように、病院機構及び都と十分な調整を行うこと。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症患者の外来受診時や入院時においては、病院の指示に従った感染症対策を行った上で、要求水準に規定する各業務を実施すること。

(2) 業務従事者の配置

- ・ 事業者は、広尾病院や広尾看護専門学校とのパートナーシップ体制の構築に向け、業務に必要な知識と技能を有するのみならず、広尾病院や広尾看護専門学校の組織目標を理解・共有できる業務従事者（代表企業、構成員及び協力企業における業務従事者を含む。以下、同じ。）を配置すること。また、代表企業、構成員及び協力企業に対しては配置するよう求めること。
- ・ 業務従事者は、来院者、病院職員、看護学生及び看学職員と接する際は、誠意をもって懇切、丁寧に対応すること。
- ・ 業務従事者は、患者等のプライバシーや人権を尊重すること。
- ・ 業務従事者は、病院機構に事前に届出を行った制服及び名札並びに必要なに応じて記章又は腕章等を着用すること。なお、制服は、事業者から業務を受託する企業等の制服でも差し支えない。また、施設整備業務の従事者については、当該業務従事者であることが認識できる標章の着用をもって制服及び名札の着用に代えることができる。
- ・ 法令に定める健康診断等を実施する等、業務従事者の健康管理に努めること。
- ・ 業務従事者に対し、業務の遂行や個人情報の保護、秘密の保持、人権啓発等必要な教育や研修を実施すること。

(3) 有資格者の配置

- ・業務の実施に当たり、法令により資格を必要とする業務については、有資格者を配置すること。
- ・有資格者は、原則として当該資格を有することを証明する証票を業務中携帯する、又は執務場所に保管することとし、病院職員及び看護職員等から請求があった場合は提示すること。

(4) 不具合等への対応

- ・建物や設備（各種サイン等を含む。）に不具合等が発生した場合は、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。特に、診療の継続等に支障をきたし、また患者の生命及び安全を脅かす問題が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じること。
- ・来院者、病院職員、看護学生及び看護職員等から意見等が出た場合は、速やかに病院機構へ報告するとともに、原因を調査・分析し、再発防止策を講じること。一連の対応の結果、業務実施方法等を見直した場合は、業務仕様書や業務実施計画書（業務マニュアル）を更新する等、適切に対応すること。

(5) 緊急時の対応

- ・維持管理対象範囲内において、破損・故障等の不具合や新型インフルエンザ等の感染症、火災、地震、風水害その他事故等の発生等、緊急に対処しなければならない事象が生じた場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに病院機構に報告すること。また、関係機関とも連絡・調整を行うこと。
- ・業務中に異常事態を認知した場合は、直ちに病院機構に報告するとともに、関係機関と連絡・調整を行うこと。

(6) 安全の確保

- ・業務の実施に当たっては、来院者、病院職員、看護学生及び看護職員等の安全を最優先し、危険防止のために必要な措置を確実に講じること。特に整備期間中においては、工事に伴う騒音や粉塵等を最小限に抑えた施工計画に基づき業務を実施すること。
- ・危険を伴う作業を行う際は、必要な安全策を講じ、事故防止に最大限努めること。

(7) 業務実施日及び実施時間

- ・病院機構と協議のうえ、病院運営に支障のない日及び時間又は時間帯に業務を実施すること。ただし、各業務について個別に定める場合はこの限りではない。

(8) 申請等の手続業務

- ・関係法令等に基づく各種申請及び届出等、本事業の実施に伴い発生する全ての申請等手続業務は、原則として、事業者の負担で事業者が行うこととする。
- ・病院機構は、事業者から要請があった場合、当該業務に必要な資料を提供する等、協力を行う。
- ・関係法令等に基づき病医院機構及び都が自ら届出や申請等を行う場合は、書類や資料の作成等において、病院機構及び都を支援すること。
- ・このほか、各項目において個別に定めがある場合は、それに従うものとする。

(9) 事業者の責に帰さない損傷

- ・新施設等において、来院者、病院職員、看護学生及び看学職員等により施設や設備、備品等が損傷した場合は、事業者の責に帰すべき事由がある場合を除き、病院機構又は都の負担により復旧する。
- ・既存病院等において、来院者や病院職員等により施設や設備、備品等が損傷した場合は、修繕の範囲で事業者が対応するものとし、修繕の範囲を超える場合については、別途病院機構と協議することとする。修繕範囲の詳細は「要求水準書（IV 維持管理・運營業務編（2）広尾病院及び新設職員宿舍棟）」を参照すること。
- ・ただし、いずれの場合も事業者は一次対応を行い、出来る限り被害や損傷の拡大防止に努めること。

(10) 個人情報の保護及び秘密の保持

ア 個人情報の保護

業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）に基づき、その取扱に十分留意し、情報の漏洩並びに滅失及び毀損の防止等、個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護に必要な措置を講じるものとする。

イ 秘密の保持

業務上知り得た秘密を、第三者等に漏らしてはならない。これは、本事業の事業期間が終了した後も同様とする。

また、業務従事者に対し、本事業の業務上知り得た秘密の保持について必要な措置を講じるものとする。

(11) 不測の事態への対応

事業者は、構成員及び協力企業が業務を実施することが困難となった場合にも、要求水準で定めるレベルの業務を継続して実施することができるよう、あらかじめ対応策を講じておくこと。

(12) その他事業の実施に関し重要な事項

都立病院は、令和3年10月に東京都議会令和3年第三回定例会において「地方独立行政法人東京都立病院機構定款について」の議決を受けたことにより、令和4年7月1日に地方独立行政法人に移行した。

このため、本事業における入札手続き等は看護学校部分も含め、地方独立行政法人「東京都立病院機構」が実施している。なお、看護学校部分にかかる費用についても病院機構が一括して事業者を支払うが、その分は都が病院機構と協定を締結し、都が病院機構に対して負担する。

2 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

病院機構は、事業期間中、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・地震や風水害、新型インフルエンザ等の感染症の流行その他の災害や事故等の発生等により、特別な業務内容が常時必要となるとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・病院機構又は都の責に帰すべき事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続

病院機構は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づき事業者へ支払うサービス対価を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、必要な契約変更手続を行うものとする。

3 事業の終了に当たっての要求事項

(1) 基本的な考え方

- ・事業者は、事業期間終了時、維持管理・運営業務の対象施設の全てが本要求水準書で規定した性能及び機能を発揮できるようにすること。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいては、経年による劣化は許容するものとする。
- ・事業者は、病院機構及び都が本事業の評価及び次期事業手法の検討（以下、「事後評価等」という。）を実施するに当たり、必要な情報を提供すること。
- ・事業者は、本事業における業務範囲となる維持管理・運営業務等について、病院機構及び都が選定する次期事業を実施する者へ、円滑に引継ぎを行うこと。

(2) 具体的な手順

ア 修繕に関する事項

前提として、新設病院等、新設職員宿舎棟、新設看護学校について、以下に示す2種類の修繕計画を策定すること。

- ・事業期間中の修繕計画（長期修繕計画を含む。以下同じ。）
- ・事業期間終了後から15年間の修繕計画

そのうえで、事業期間終了の4年前及び1年前に、事業者は、次の業務を実施すること。なお、詳細については、事前に病院機構と協議して定めるものとする。

【事業期間終了の4年前】

- ・実際に行った維持管理業務等の結果を踏まえ、事業期間中の修繕計画及び事業期間終了後から15年間の修繕計画を時点更新し、病院機構に提出すること。

【事業期間終了の1年前】

- ・実際に行った維持管理業務等の結果を踏まえ、事業期間中の修繕計画及び事業期間終了後から15年間の修繕計画を時点更新し、病院機構に提出すること。
- ・新設病院等、新設職員宿舎棟、新設看護学校を対象に、建物等劣化調査を実施し、病院機構に報告する。調査は、目視・触診・打診等の方法による調査を原則とし、必要に応じて一部物性調査も行うこと。また、報告書は客観性を欠くことのないように作成し、劣化診

断の結果や長期修繕費の見積り、調査対象部の写真、修繕履歴、総合調整測定表、許認可書類の写し、建築平面図・立面図・断面図等を含むこと。

イ 事業の収支・費用等の内訳の整理

病院機構及び都が本事業の事後評価等を行うに当たり、事業者は、収入、支出に関する推移（各項目の内訳を含む）を整理するなど、必要な情報の提供に協力すること。

ウ 物品台帳の整理

病院機構及び都が本事業の事後評価等を行うに当たり、事業者は、事業者が所有する物品について、事業期間終了時に病院機構及び都へ引継ぐ物品、事業者が所有する物品に整理する等、必要な情報の提供に協力すること。

エ 維持管理・運營業務等の引継ぎ

事業者は、本事業における業務範囲となる維持管理・運營業務等について、病院機構及び都が選定する次期事業を実施する者へ円滑に引継ぎを行うことができるよう、引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了の2年前を目途に協議を開始するものとし、事業期間終了の6か月前から各業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いたマニュアル等の資料を提供すること。

4 準拠事項

(1) 遵守すべき関係法令等

事業者は、以下に列挙する法令の他、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守すること。

なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

- ・ 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）
- ・ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- ・ 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- ・ 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構契約事務処理要綱（令和4年7月1日）
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構土地等貸付事務取扱規程（令和4年7月1日）
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構契約取引停止等措置要綱（令和4年7月1日）
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日条例第215号）
- ・東京都建築安全条例（昭和25年12月7日条例第89号）
- ・東京都駐車場条例（昭和33年10月1日条例第77号）
- ・東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和53年7月14日条例第63号）
- ・東京都中高層建築物の建築に係る紛争と予防に関する条例（昭和53年7月14日条例第64号）
- ・東京都福祉のまちづくり条例（平成7年3月16日条例第33号）
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年12月22日条例第216号）
- ・東京都公有財産規則（昭和39年3月31日規則第93号）
- ・渋谷区景観条例（平成24年3月30日条例第29号）
- ・渋谷区みどりの確保に関する条例（昭和53年4月1日条例第20号）
- ・渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例（平成11年12月1日条例第36号）
- ・渋谷区土地利用調整条例（平成26年4月2日条例第23号）
- ・渋谷区建築物防火貯水槽設置要綱
- ・渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱
- ・渋谷区集合住宅駐車施設附置要綱

（2）適用する図書等

本要求水準書で個別に記載がない事項については、以下の図書等で定められている基準等に準拠すること。ただし、これらの図書等で定められている基準等によらずとも、基準等が定められている趣旨や目的、背景等を鑑みたときに採用することが適切であると判断できる別の手段及び仕様等がある場合はこの限りではない。この場合は、事前に病院機構の承認を得ること。また、併せて、病院機構の意向等を十分踏まえること。

- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修）
- ・構造設計指針（東京都財務局）
- ・構内舗装排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

- ・東京都電気設備工事標準仕様書（東京都財務局監修）
- ・東京都機械設備工事標準仕様書（東京都財務局監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築保全業務共通仕様書及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備計画基準（国土交通大臣官房営繕設備・環境課監修）
- ・建築物のライフサイクルコスト（国土交通大臣官房営繕部監修）
- ・昇降機技術基準の解説（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター）
- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局）
- ・J I S T1022 病院電気設備の安全基準
- ・土木材料仕様書（東京都建設局）
- ・建設局材料検査実施基準（東京都建設局）
- ・土木工事施工管理基準（東京都建設局）
- ・工事記録写真撮影基準（東京都建設局）
- ・受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都建設局）
- ・建設局標準構造図集（東京都建設局）
- ・電子納品運用ガイドライン（東京都建設局）
- ・東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
- ・東京都環境物品等調達方針（東京都）
- ・東京都工事施工適正化推進要綱（東京都財務局）

（3）優先順位

病院機構が本事業に関して配付する一切の資料は、相互補完的關係にある。

ただし、内容に相違がある場合は、次に示す優先順位に基づき、優先順位のより高い資料の内容を適用するものとする。

- ア 入札説明書等に関する質問回答書
- イ 入札説明書等
- ウ 本要求水準書
- エ 実施方針等に関する質問回答書
- オ 適用する図書等

なお、重複する内容のものがある場合、公表時期がより新しい回答を優先するものとする。また、質問を受けて入札説明書や本要求水準書を修正した場合、当該修正箇所については、入札説明書等に関する質問回答書と同等の優先順位とする。